

特別委員会の設置について

本議会に、相模原市議会委員会条例第 6 条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

- 1 名称 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する特別委員会
- 2 付議事件 麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業に関する調査研究について
- 3 検査権限 地方自治法第 9 8 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。
- 4 委員の定数 9 名
- 5 審査の期限 付議事件の審査終了まで

令和 2 年 2 月 2 5 日提出

提出者	相模原市議会議員	小 野	弘
提出者	相模原市議会議員	関 根	雅吾郎
提出者	相模原市議会議員	田 所	健太郎
提出者	相模原市議会議員	石 川	達
提出者	相模原市議会議員	服 部	裕 明
提出者	相模原市議会議員	渡 部	俊 明
提出者	相模原市議会議員	大 槻	和 弘
提出者	相模原市議会議員	長谷川	くみ子
提出者	相模原市議会議員	鈴 木	秀 成
提出者	相模原市議会議員	西 家	克 己
提出者	相模原市議会議員	久保田	浩 孝